

富田林市子ども・子育て支援事業計画（案） パブリックコメント後の修正点

本文

【 P 40】

①教育・保育の一体的提供の推進

ウ 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的考え方
およびその推進方策

《小項目を追加》

○教育・保育サービスの質を向上するために、職員研修を積極的に行うとともに、民間施設の職員の処遇改善に努めるなど、職員の確保を進めます。

【 P 46】

⑤養育支援訪問事業

《項目を追加》

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

○児童虐待等の要保護児童の問題に対し、地域の関係機関及び団体が連携を密にし、児童の安全確保に向けて適切な対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。

○要保護児童に関するケースが複雑化、長期化する中、協議会を構成する各機関の専門性強化とネットワークの一層の連携強化を図るため、児童虐待防止マニュアルの改訂、広報啓発活動の強化に努めます。

【 P 55】

⑩病児保育事業(病児・病後児保育)

【病児保育事業(病児・病後児保育)に対するサービスの提供量と提供体制】

《小項目の一部修正》

○病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、診療科目に小児科を有する病院などへの働きかけも含めて、今後優先的に検討する必要があります。

【 P 58】

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

《小項目の一部修正》

○新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。~~今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて~~が、これ以外に施設事業者が行う実費徴収について、必要に応じた補足給付のあり方を検討します。

【 P 58】

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《小項目の一部修正と項目の追加》

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の運営・施設基準などを含む妥当性や永続性などを主な観点として事業者と協議を行います。
- 新たに事業を開始する事業者に対しては、利用者が不利益とならないことと、円滑に事業が実施できるよう、市が調整、相談、助言などの支援をします。

【 P 60】

(2)子どもが相談できる体制の充実

《小項目の一部挿入》

- 地域の民生委員・児童委員および主任児童委員が心配事や悩み事の相談にのり、また社会的支援を要する子どもたちを関係機関へ適切につないでいます。

《事業項目の一部修正》（以降 P 67、P 76 にも同様の修正あり）

【主な事業】

- ・民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進（11）

【 P 61】

①障がい児施策の充実

【現状と今後のあり方】

《小項目の一部修正・挿入》

- 自閉症スペクトラム（ASD）、学習障害（LD）、~~注意欠如・多動性障害~~注意欠如多動性障害（ADHD）などの発達障がいに関しては、周囲の家族を含めて社会全体でまだ十分に理解されていないことも多く、子どもと保護者に不安や悩みが蓄積されるケースも懸念されます。

(1)障がい児および家庭への生活支援

《小項目の一部修正・挿入》

- 医師、心理相談員、保健師、栄養士などによる乳幼児二次健診、訪問指導において随時相談を受けています。また、1歳7か月児健診において、発達・育児支援面での経過観察が必要な子どもに対しては、2歳到達月まで遊びを通じて適切な支援などを行う「のびのび広場」を月1回実施しています。

【 P 62】

《事業項目の一部修正・挿入》

【主な事業】

- ・~~難病患者等に~~小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付（14）
- ・短期入所（ショートステイ）（18）
- ・補装具支給事業（19）

- ・ 障がい者等日常生活用具給付等事業（20）
- ・ 移動支援事業（21）
- ・ 自立支援医療給付事業（育成医療）（22）
- ・ 児童発達支援（23）
- ・ 放課後等デイサービス（24）

（※事業追加により、これ以降の事業番号は変更になります。）

【P75】

①子育てに関する相談体制

《小項目の一部修正》

○民生委員・児童委員および主任児童委員や、平成25年度より配置した~~2~~3 ~~圏域6名~~の富田林市コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が、地域における子育てに関する相談に応じるとともに、きめ細かな対応のできる体制の強化を図っています。

《事業項目の一部修正》

【主な事業】

- ・ 親子広場・マタニティー&子育て中コンサートの実施（126）

参考資料

1子ども・子育て支援に関する主要事業一覧

【P82】

《事業名の一部修正》

11	民生委員・児童委員および主任児童委員の活動の促進	日々の活動の中で、地域住民を対象に心配事や悩みの相談に乗り、さまざまな理由によって社会的な支援が必要と考えられる人に対してつなぎ役となり、適切に関係機関につなげます。	地域福祉課
14	小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童が日常生活を円滑に行うため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課

【P83】

16	ライフサポート推進事業	障がい児（者）とその家族の就労および生活を支援することを目的に、障がい児（者）の通学・通所の支援（送迎サービス） ←一時預かり支援 、宿泊支援事業を行います。	障がい福祉課
----	-------------	--	--------

《事業の追加》

18	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、 <u>短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</u>	障がい福祉課
19	補装具支給事業	<u>障がい者児の身体上の障がいを補うため、用具の購入または修理に要する費用を支給します。</u>	障がい福祉課
20	障がい者等日常生活用具給付等事業	<u>日常生活の便宜を図るため、重度障がい者等に、日常生活用具の給付を行います。</u>	障がい福祉課
21	移動支援事業	<u>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</u>	障がい福祉課

22	<u>自立支援医療給付事業(育成医療)</u>	<u>自立支援医療の指定を受けている医療機関において、身体上の障がいを経減し、日常生活を容易にするための必要な医療の一部を給付します。</u>	<u>障がい福祉課</u>
23	<u>児童発達支援</u>	<u>未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</u>	<u>障がい福祉課</u>
24	<u>放課後等デイサービス</u>	<u>学齢期の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。</u>	<u>障がい福祉課</u>

(事業の追加により、これ以降の事業番号は変更になりますが、便宜上、ここでは素案段階での番号で表示しています)

【 P96】

119	<u>親子広場・マタニティー&子育て中コンサートの実施</u>	<u>民生委員児童委員協議会では、親子で一緒に遊び、また親同士の交流を図ることを目的とする活動を実施します。</u>	地域福祉課
-----	-------------------------------------	--	-------

【 P98】

145	子育てサロン	<u>閉じこもりの防止や参加者相互の仲間づくりを目的とした子育てサロンを、地区・校区福祉委員会にて実施します。</u>	地域福祉課
-----	--------	---	-------